

組付要領書及び部品表

Takakita

細断型ロールベアラ用テールランプアタッチ

MR-820-TL

適用機種

MR-820



本製品を安全に、また正しくお使いいただくために
必ず本取扱説明書をお読みください。

お読みになった後も大切に保管してください。
本取扱説明書はお手持ちのスマートフォンや
タブレットから右記 QR コードを読み込んで
アクセスすることができます。



株式会社 **タカキタ**

は じ め に

このたびは本製品をお買い上げいただき、ありがとうございました。

この組付要領書は、**細断型ロールペーラ用テールランプアタッチ**の組付要領について記載してあります。組付前には必ず、この組付要領書をお読みの上、正しく組付けてください。また、ご使用前には作業機本体の取扱説明書を熟知するまでお読みの上、正しくお取扱いいただき最良の状態でご使用ください。

- お読みになったあとも、必ず製品に近接して保存してください。
- 製品を貸与または譲渡される場合は、本体の『取扱説明書及び部品表』とこの『組付要領書及び部品表』を製品に添付してお渡しください。
- この組付要領書及び部品表を紛失または損傷された場合は、速やかにお買い上げの販売店または当社にご注文ください。
- 本書は、**注意**として知っておくとお得な製品の性能や、製品自体の損傷防止に関する留意事項を書いてあります。
- なお、本製品については不断の研究成果を新しい技術として直ちに製品に取り入れておりますので、お手元の製品と本書の内容が一致しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ご不明なことやお気付のことがございましたら、お買い上げの販売店または当社にご相談ください。

⚠ 警告サイン

⚠ 印付きの下記マークは安全上、特に重要な項目ですので、よく読んで必ずお守りください。

⚠ 危険 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負うことになるものを示します。

⚠ 警告 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負う危険性があるものを示します。

⚠ 注意 その警告に従わなかった場合、ケガを負うおそれのあるものを示します。

目 次

▲安全に作業するために	1
公道走行するときは	1
（1）必要な運転免許証について	1
（2）保安基準への適合性確認	2
（3）灯火器類・ステッカーの取付け	3
（4）農耕作業用トレーラの構造要件（分離時の連結維持構造）に関して	9
（5）公道走行時の注意点	9
テールランプアタッチの組付け	10
◆灯火器類の組付け手順	10
◆セーフティチェーンの組付け手順	17
配線図	20

⚠ 安全に作業するために

公道走行するときは

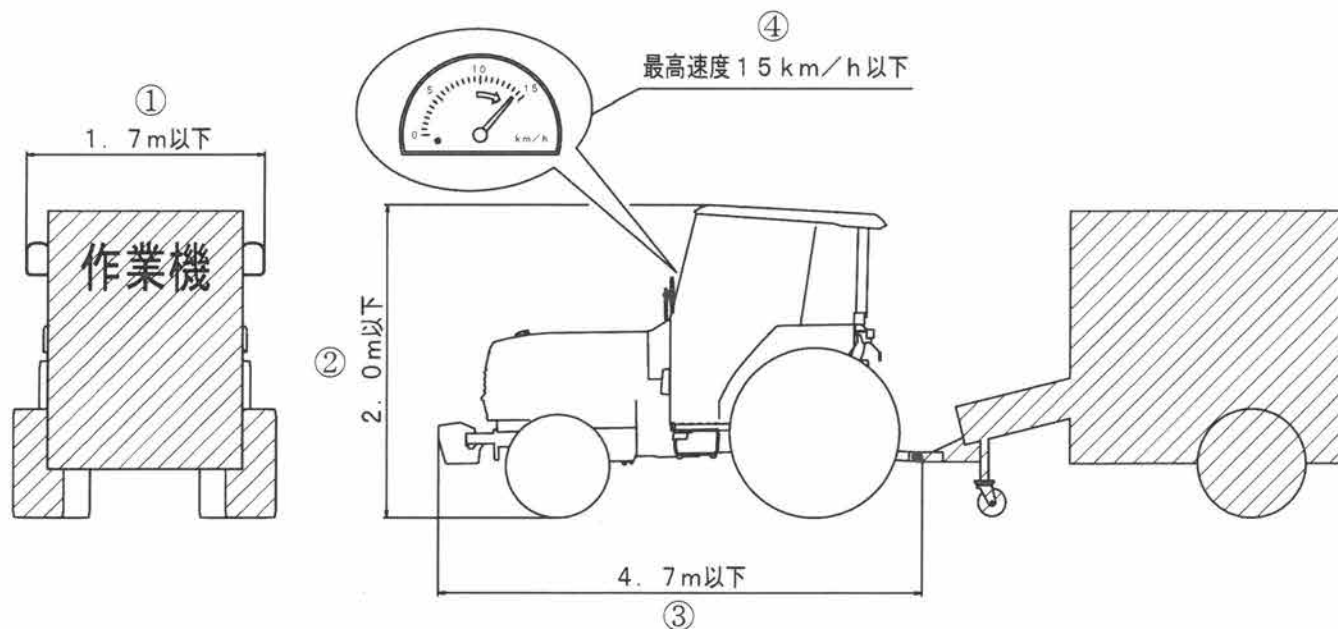
農耕用トラクタに関わる道路運送車両法の運用が見直され、保安基準に緩和措置が設けられました。必要な対応をすることで、けん引タイプの作業機で公道走行を行うことができます。公道走行をする際は、下記項目を確認した上で必要な対応を行い、法令遵守して走行してください。

(1) 必要な運転免許証について

トラクタの寸法が下表①～③の数値以内で④最高速度15km/h以下の場合は小型特殊免許で運行可能になりますが、下表①～④の数値をひとつでも上回る場合、大型特殊免許(農耕用に限る、も含む)とけん引免許(農耕用に限る、も含む)が必要となります。ただし、車両総重量 750kgを超えない農耕作業用トレーラをけん引する場合、けん引免許(農耕用に限る、も含む)は必要ありません。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| ① 幅1.7m | ② 全高2.0m(安全キャブや安全フレームは2.8m) |
| ③ 全長4.7m | ④ 最高速度15km/h 以下 |

下図を参考にご確認ください。



! 安全に作業するために

(2) 保安基準への適合性確認

自動車の種類と大きさにより、申請や検査登録が必要になります。

いずれの場合も農耕作業用トレーラ、農耕トラクタの使用者が保安基準適合性を確保する必要があります。

けん引車の農耕トラクタの種別	農耕作業用トレーラの種別と手続き
小型特殊自動車	[小型特殊自動車] ①一般的な大きさのもの ※1 ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要はありません。
大型特殊自動車 (自動車検査証にけん引時の速度制限の基準緩和を受けた旨の記載があるもの)	②全幅が 2.5m を超えるもの ・道路管理者(地方整備局、各都道府県、各市町村等)に対し、個別に特殊車両通行許可を受ける必要があります。 ③長さが 12m または全高 3.8m を超えるもの ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。
大型特殊自動車 (上記以外のもの)	[大型特殊自動車] ①一般的な大きさのもの ※2 ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ②長さが 12m または高さが 3.8m を超えるもの、その他オーバーハング等の基準を超えるもの ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。

※1 全幅2.5m、全長12m、全高3.8mを超えない大きさのもの

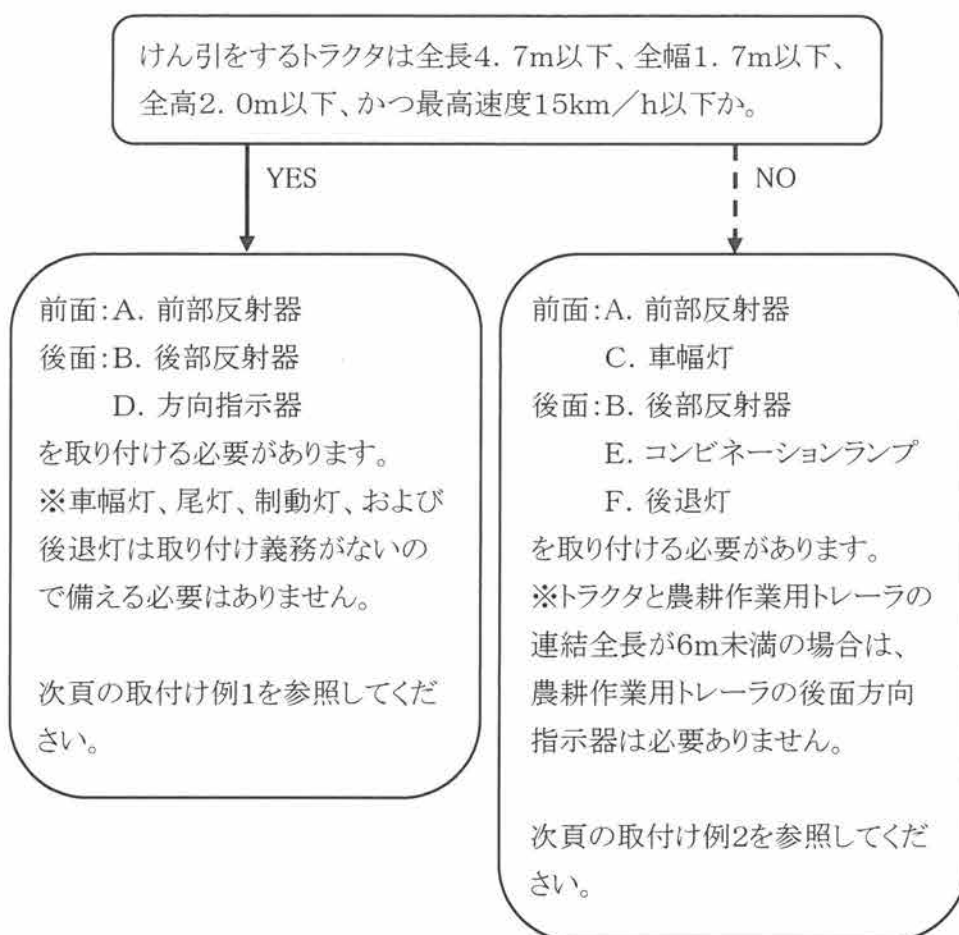
※2 農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結全長が12mを超える場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を受ける必要があります。

⚠ 安全に作業するために

(3) 灯火器類・ステッカーの取付け

下記フローチャート①～③を全てそれぞれについてご確認ください、必要に応じて公道走行を行うための追加装備を取付けてください。

①トラクタの大きさ、最高速度による灯火器取付け位置



A. 前部反射器	B. 後部反射器	C. 車幅灯	D. 方向指示器
			
E. コンビネーションランプ		F. 後退灯	
			

⚠ 安全に作業するために

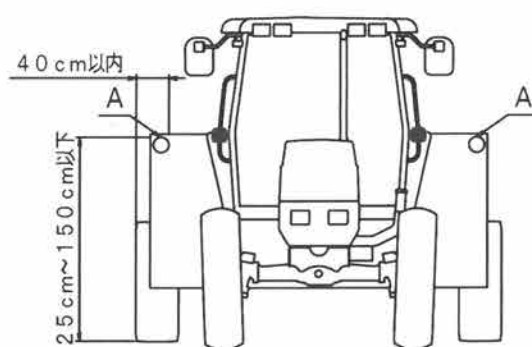
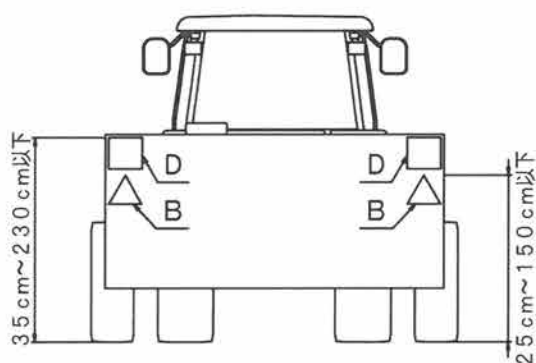
● 装備の取付け位置

- ・ 道路運送車両の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は定められています。

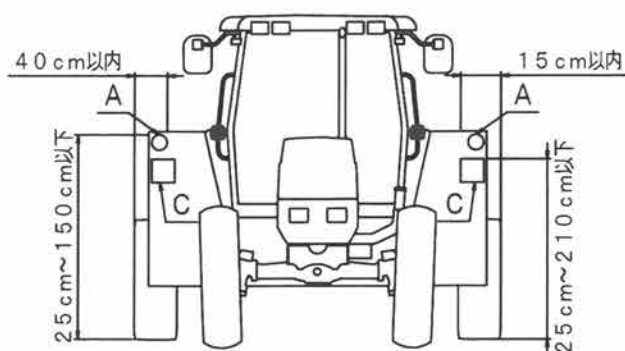
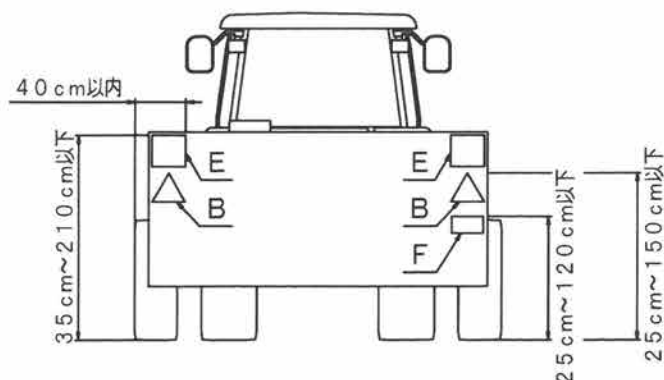
- 前部反射器(リフレクター) 最外側から40cm 以内、高さは地上25cm 以上150cm 以下
- 後部反射器(リフレクター) 最外側から40cm 以内、高さは地上25cm 以上150cm 以下
- 車幅灯(ポジションランプ) 最外側から15cm 以内、高さは地上25cm 以上210cm 以下
- 方向指示器(ウインカー) 最外側から40cm 以内、高さは地上35cm 以上230cm 以下
- 尾灯(テールランプ) 最外側から40cm 以内、高さは地上35cm 以上210cm 以下
- 制動灯(ブレーキランプ) 最外側から40cm 以内、高さは地上35cm 以上210cm 以下
- 後退灯(バックランプ) 高さは可能な限り25cm 以上120cm 以下

- ・ 車幅灯は前方から確認(視認)できる位置に、上記条件を満たし、可能な限り左右対称になるように取付けてください。
- ・ コンビネーションランプは後方から確認(視認)できる位置に、上記条件を満たし、可能な限り左右対称になるように取付けてください。
- ・ 後退灯は後方から確認(視認)できる位置に上記条件を満たすように取付けてください。

(取付け例1)



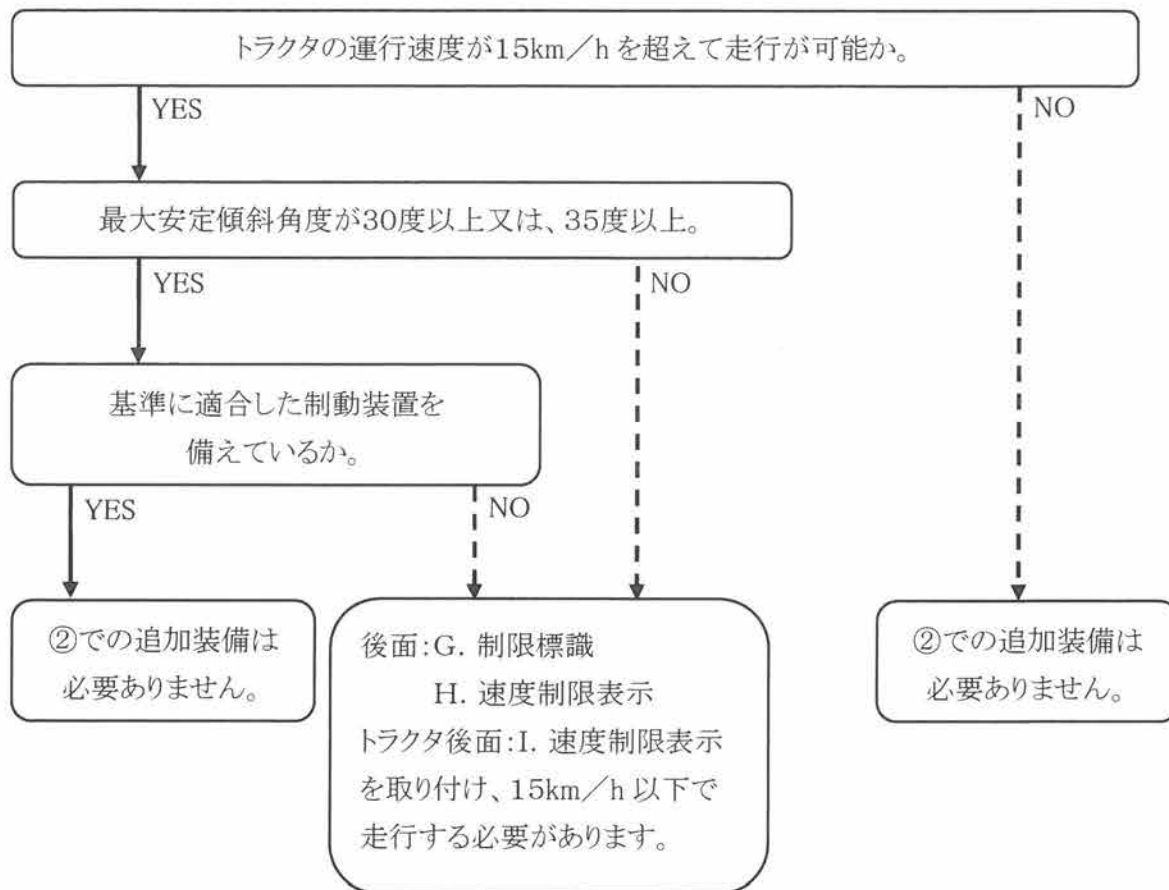
(取付け例2)



- トラクタから灯火装置の信号が出ているか確認後に公道走行を行ってください。

⚠ 安全に作業するために

②トラクタの運行速度



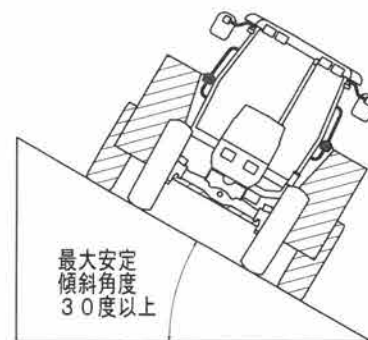
●最大安定傾斜角度が不明な場合は、運行速度15km/h以下で走行してください。

<安定性に関して>

作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は、35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるもの)であれば、通常で道路走行できます。

上記条件を満たさない場合は、

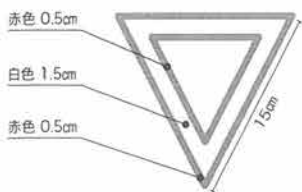
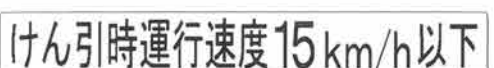
- ・運行速度15km/h以下での道路走行
- ・道路走行をする際に、Gを作業機後面に表示、
Hを作業機後面に表示、
Iをトラクタ後面・運転席に表示
を行う必要があります。



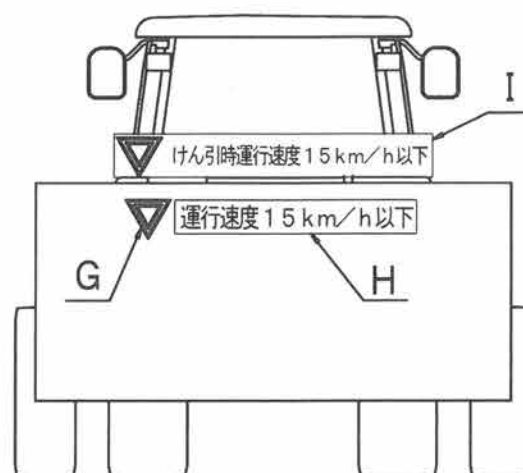
⚠ 安全に作業するために

● 装備の取付け位置

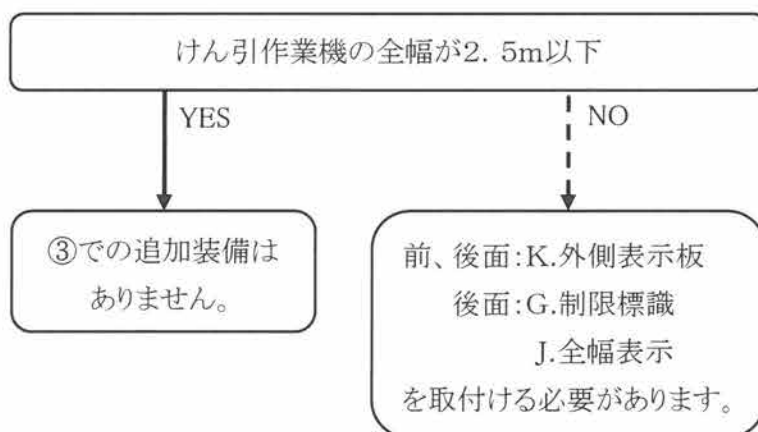
- ・ G、H、Iは後方から確認できる位置に取付けてください。
- ・ Hは運転席にも表示する必要があります。

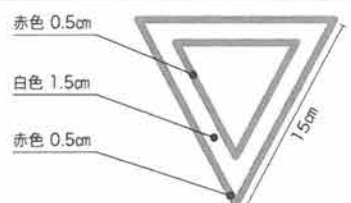
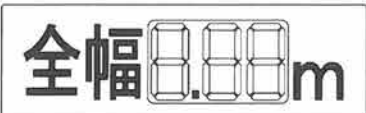
G. 制限標識	H. 速度制限表示（作業機側）
	
I. 速度制限表示（トラクタ側）	
	

（取付け例）



③ 作業機装着時の全幅



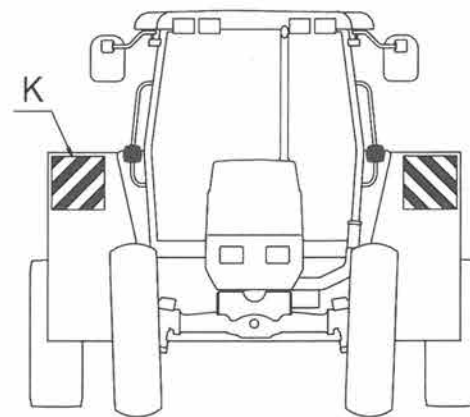
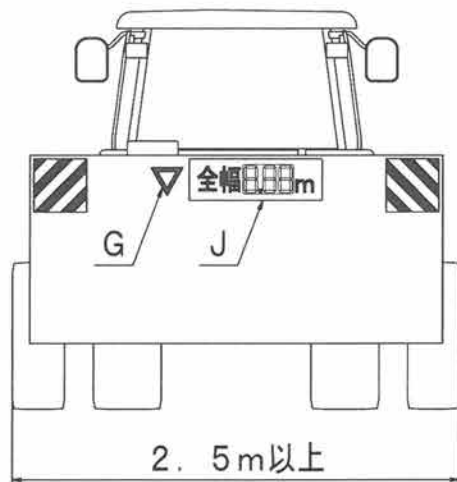
G. 制限標識	J. 全幅表示	K. 外側表示板
		

⚠ 安全に作業するために

● 装備の取付け位置

- ・ G、Jは後方から見やすい位置に取付けてください。
- ・ Kは前後、両端に赤白ラインが「ハの字」になるように取付けてください。

(取付け例)



⚠ 安全に作業するために

灯火器類・ステッカー取り付け例

灯火器取付け位置 車幅灯 前部反射器 尾灯 後部反射器 制動灯 方向指示器 後退灯	全長4.7m以下、 全幅1.7m以下、 全高2.0m以下、 最高速度15km/h 以下の場合	(ア)
	上記の寸法 または最高速度 15km/hを1つでも 上回る場合	(イ)
	全幅が2.5mを 超える場合	(ウ)

灯火器・ステッカー

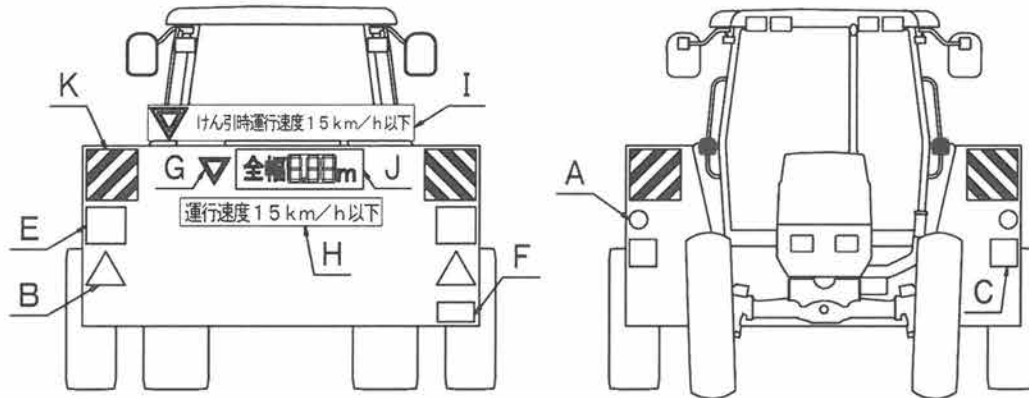
A. 白色反射器	B. 後部反射器	C. 車幅灯	D. 方向指示器	E. コンビネーションランプ
F. 後退灯	G. 制限標識	H. 速度制限表示 (作業機側) 運行速度15 km/h以下	I. 速度制限表示 (トラクタ側) けん引時運行速度15 km/h以下	
J. 全幅表示 全幅8.88m	K. 外側表示板			

※全幅2.5mを超過する場合は、道路管理者(国道:地方道路局、県道:各都道府県、市道:各市町村)から特殊車両通行許可を得る必要があります。

安全に作業するために

●p.5「②トラクタの運行速度」を確認後、速度制限表示が必要な場合は取付けてください。

例：(ウ)に速度制限表示を追加



(4) 農耕作業用トレーラの構造要件(分離時の連結維持構造)に関して

農耕トラクタが農耕作業用トレーラをけん引した際に、不意に連結装置(ドローバ等)が分離したときでも農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結を保つことができる構造でなければ道路走行できません。セーフティチェーン等を備え、けん引時にはセーフティチェーン等をねじ止め等でつないで道路を走行してください。



セーフティチェーン

詳細は日農工「公道走行ガイドブック」(<http://www.jfmma.or.jp/kouido.html>)をご覧ください。
その他不明な点は、お買い上げいただいた販売店にご相談ください。

(5) 公道走行時の注意点

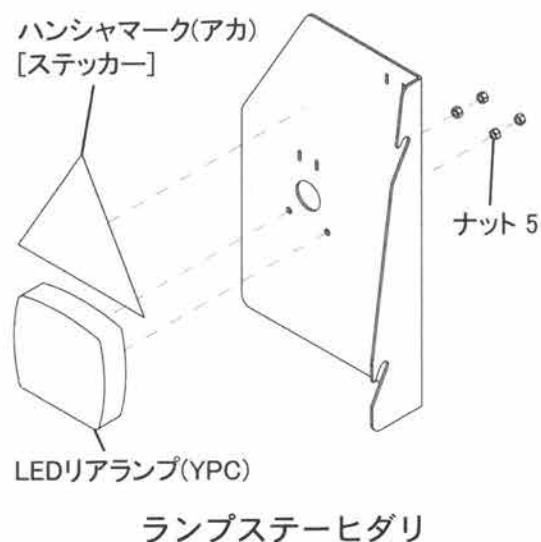
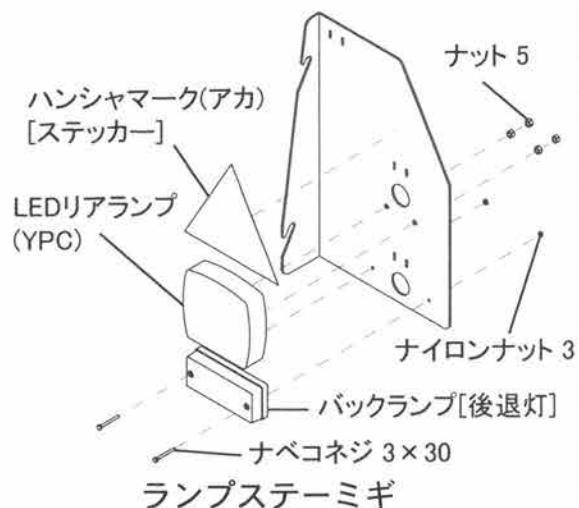
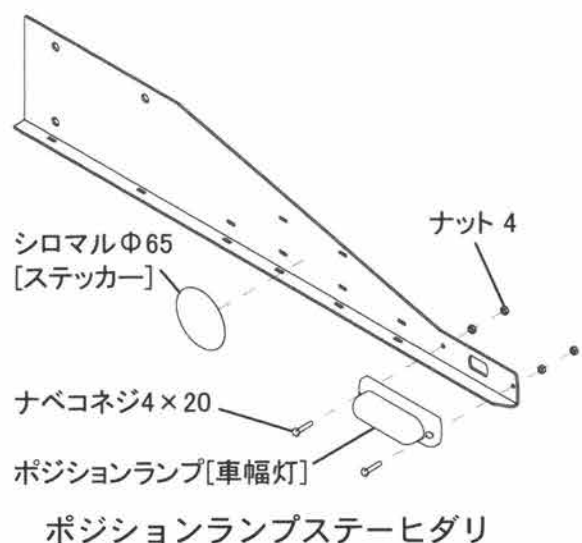
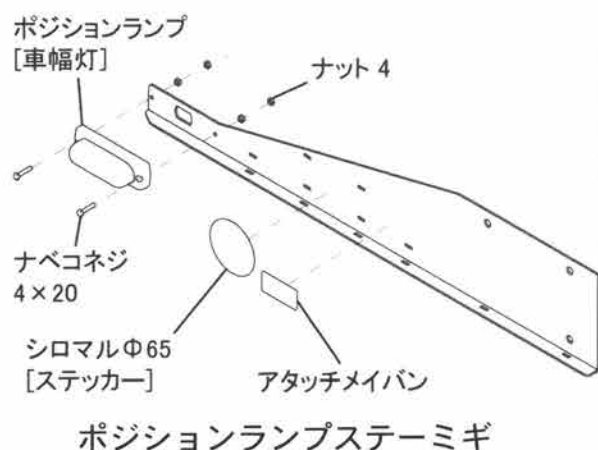
●パトライトを設置した状態での公道走行は、法令で禁止されています。公道走行時は、パトライトを外してください。

テールランプアタッチの組付け

- 開梱されましたら、組付け前に部品表に記載の部品がすべて含まれていることをご確認ください
(本書記載の「前・後・右・左」の表現につきまして、とくに指定がない場合は作業機進行方向に対しての向きとなります)。

◆ 灯火器類の組付け手順

- ① 下図のようにランプ、ステッカーが組付けられていることを確認してください。



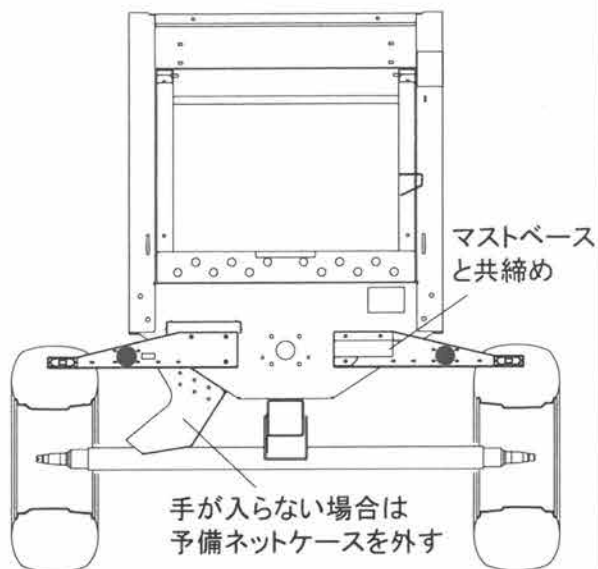
注意

後退灯は、プラスチックの欠き取り部分が下になるように組付けてください(水抜きが良くなります)。また、ランプ類は固定箇所がプラスチックとなっており破損しやすいため、締めすぎないように十分に注意してください。



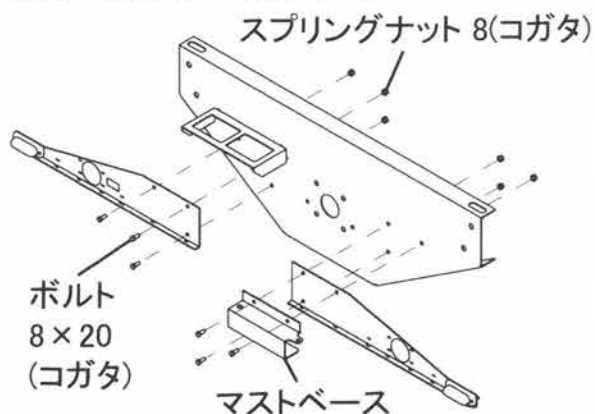
テールランプアタッチの組付け

- ② 作業機前方にポジションランプステーを組付けてください。



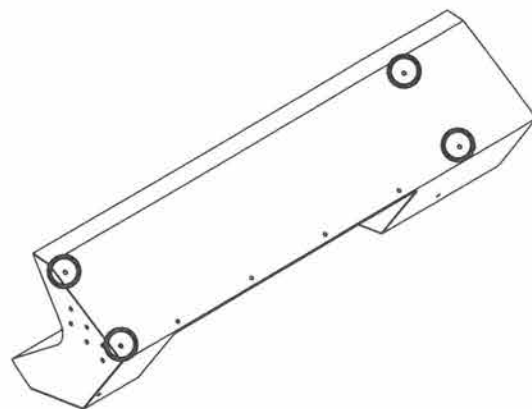
ポジションランプステー組付けイメージ
(作業機正面)

ポジションランプステーヒダリはすでに取付けられているマストベースと共締めで組付けてください。



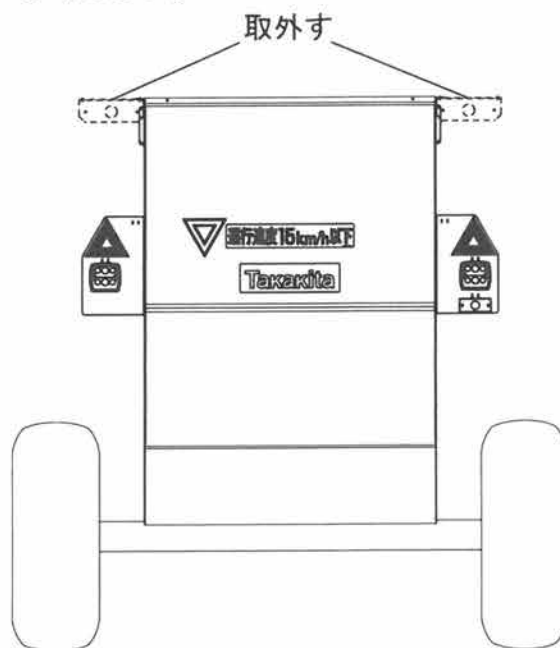
ポジションランプステー組付け図

ポジションランプステーミギを取付ける際、裏面に手が届かない場合は予備ネットケースを取外し、ポジションランプステーミギを組付け後に予備ネットケースを再び組付けてください。予備ネットケースはM8のボルト・ナット4箇所固定されています。



予備ネットケース固定箇所

- ③ 作業機後方にランプステーとハーネスステー、制限速度ステッカーを組付けてください。

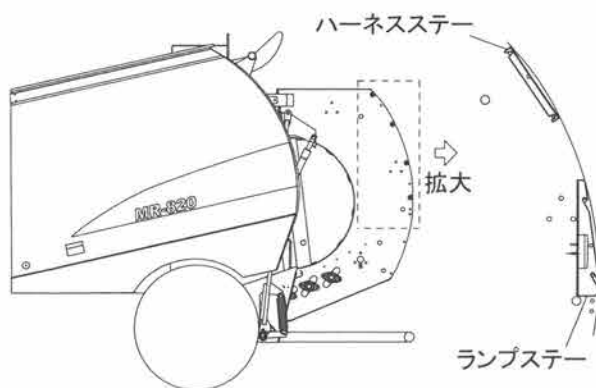


ランプステー組付けイメージ
(作業機後面)

上図を参考に、「Takakita」ステッカーの上部に「セイゲンステッカー」と「ソクド15」のステッカーを貼り付けてください。

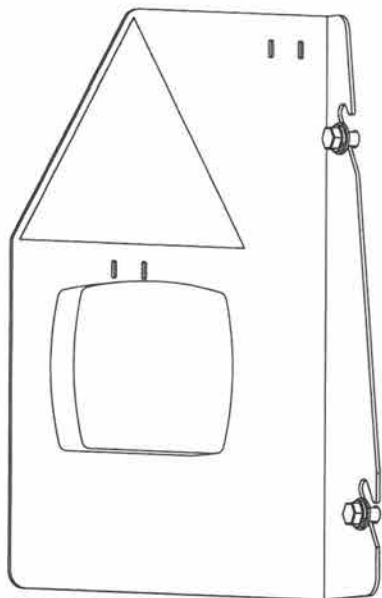
ランプステー、ハーネスステーはリヤカバーを固定しているボルトと共締めで組付けてください。

テールランプアタッチの組付け



ランプステー・ハーネスステー組付け図
(作業機左側面)

取付け時は共締めของボルトを抜いてしまわずに、緩めて隙間からランプステー・ハーネスステーを差込み、組付けるようにします。差込んだ後は緩めたボルトを締め直してください。右側のランプステー・ハーネスステーも同様に組付けてください。



ボルトは抜かずに緩めて差込む

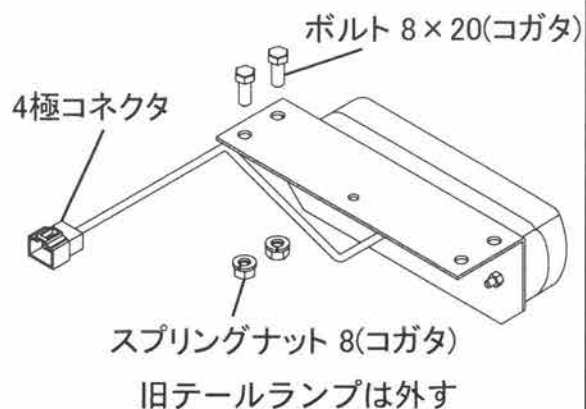
注意

ボルトを抜いてしまうとリヤカバーの変形等で穴位置がずれてしまい、ボルトが入りにくい場合があります。

元々付いているテールランプは取外してください。

4極のコネクタを外し、ハーネスを固定しているプッシュマウントタイを外してください。

その後、ランプベースを固定しているM8のボルトを外し、テールランプを取外してください。



重要

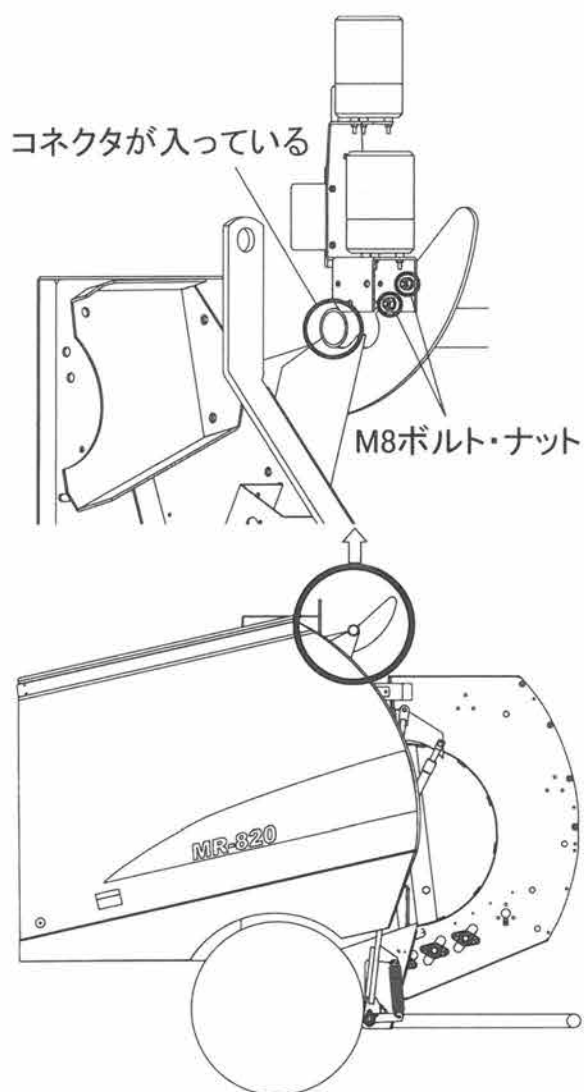
元々取付けてあるテールランプは必ず外してください。

公道走行の基準が制定される前に設定された部品であるため、取付け位置や性能が公道走行の基準を満たしていません。

旧テールランプを装備した状態で公道走行は法令違反となるため、公道走行をする場合には必ず外してください。

テールランプアタッチの組付け

- ④ パトライトが脱着できるように、受信機とパトライトのベースを組替えてください。

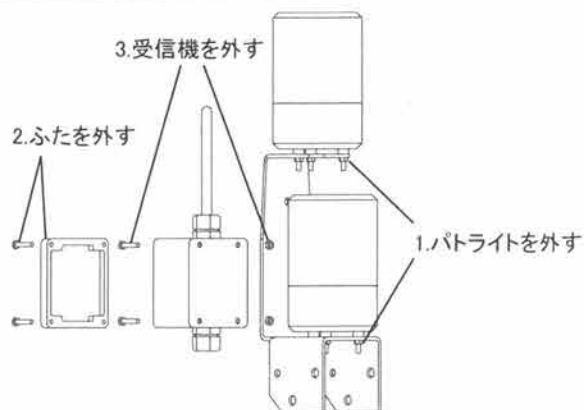


旧パトライトベースは外す

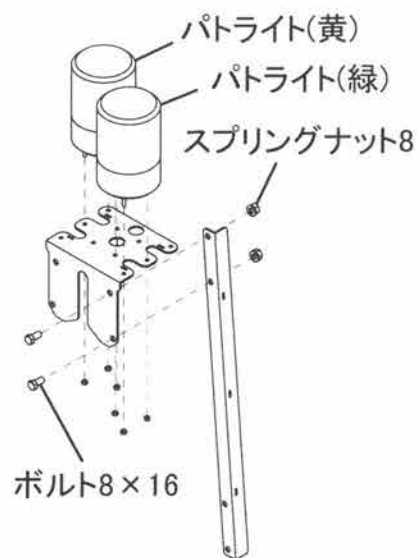
パイプの中にコネクタが隠れているので、パイプからハーネスを引出し、パトライトと受信機のコネクタを外してください。

次に、パトライトベースがボルト2箇所固定されているので取外してください。

パトライトベースから、受信機とパトライトを取外し、本アタッチのジュシンキベースとパトライトステーに組付けてください。



受信機・パトライト取外し

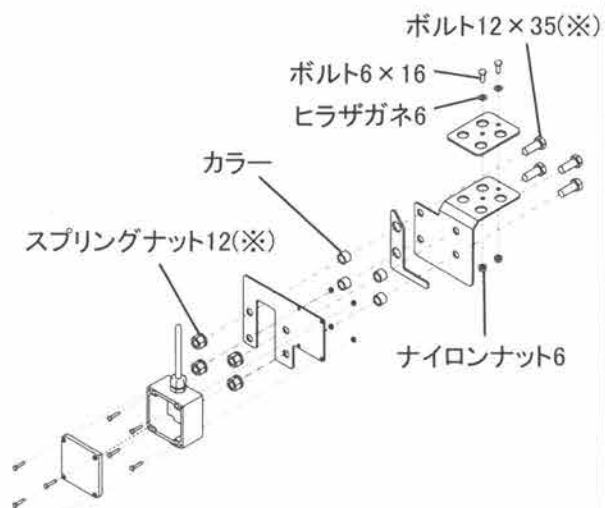


パトライト組付け



パトライト配線をリピータイで固定

テールランプアタッチの組付け



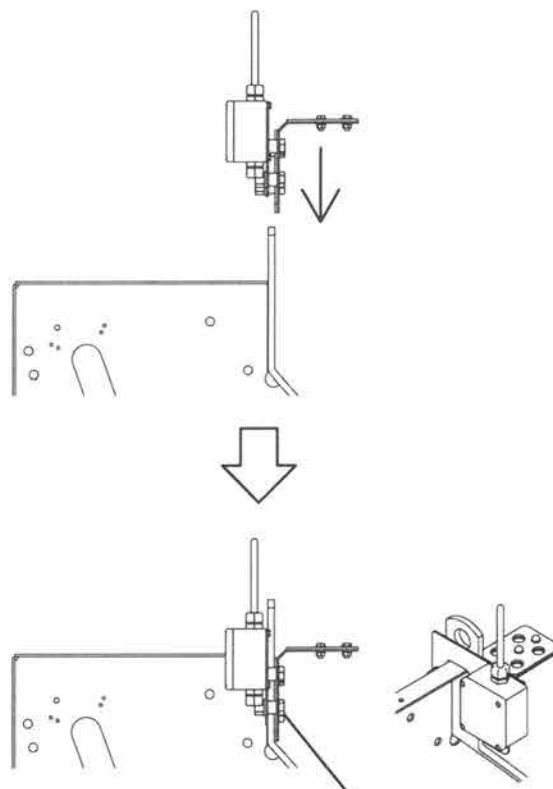
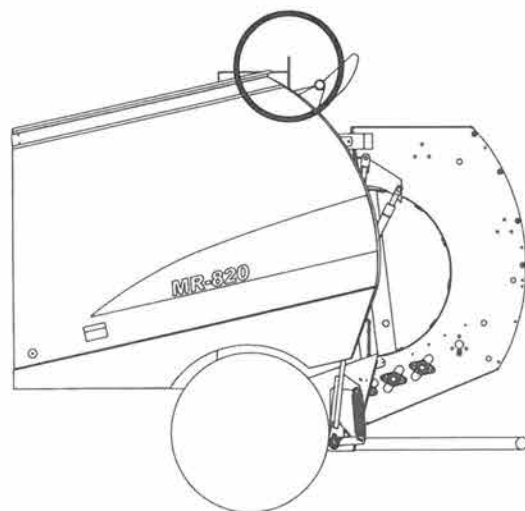
※M12のボルト・ナットは作業機に組付けるまで締めつけないで緩めにとめておいてください。

受信機組付け

注意

パトライト (黄) は、工場出荷時点ではコントロールボックスのベースに組付けられています。
定置作業をおこなう場合など、必要に応じて付替えてください。

受信機を作業機に組付けてください。

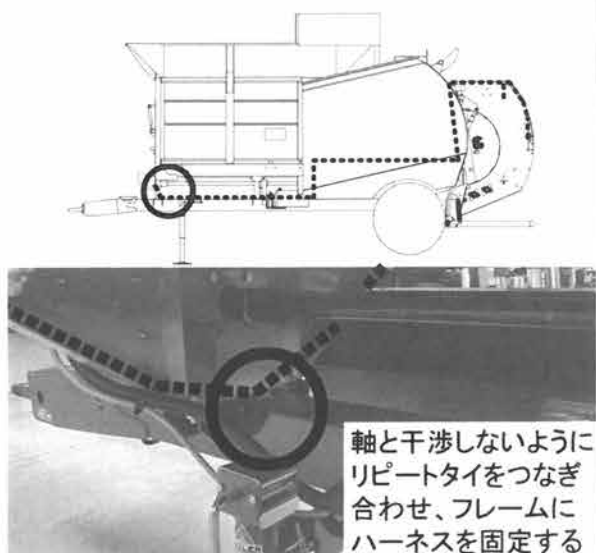


M12ボルト・ナットを締め付ける
受信機を作業機に組付ける

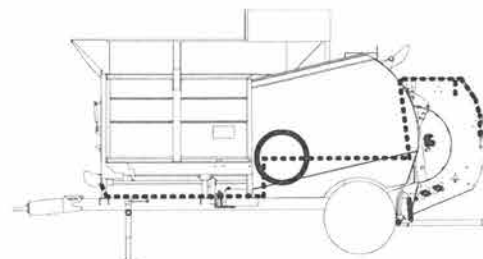
テールランプアタッチの組付け

- ⑤ ホアンハーネスマエ、ホアンハーネスウシロを作業機に取り付けてください。コネクタの接続先やピン配置は配線図をご覧ください。

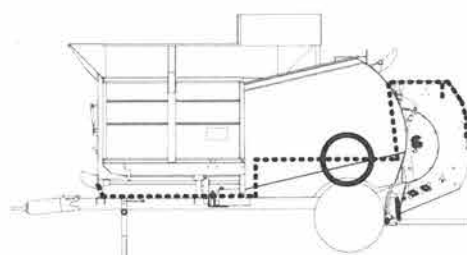
ホアンハーネスはすでに配線済みの他のハーネスと同じ箇所を通し、角や可動部など配線を傷つける恐れのある部分を避け、緩みがないようにしっかりとリピータイで固定してください。リピータイは150～200mm間隔（目安値）でたるみのないように固定し、可動部付近は短い間隔でしっかりと固定してください。



配線時の注意 1

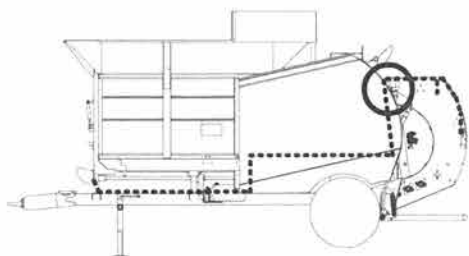


配線時の注意 2



配線時の注意 3

テールランプアタッチの組付け



チャンバ開閉時に
ハーネスが引っ張
られない、挟まれ
ないことを確認。

旧テールランプの
ハーネスはここで
束ねて固定する。

受信機
と接続
ブッシュ
マウント
タイで
固定



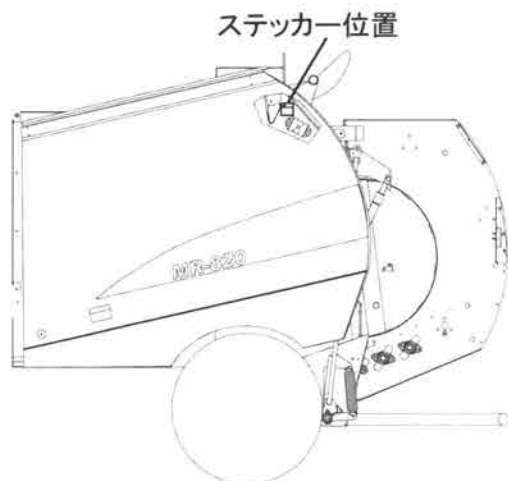
ポテンショアーム
ポテンショアームと
干渉しないように
ハーネスを固定、
パトライトと接続す
るコネクタはこの位
置へくるように調節。

配線時の注意 4

⚠ 注意

コードに傷がつくと正常な点灯が
おこなわれず、思わぬ事故を起こす
恐れがあります。

- ⑥ 「チュウイ パトライトハズス」ステッ
カーを作業機に貼り付けてください。



「チュウイ パトライトハズス」貼り付け位置

- ⑦ 「ソクド15 (トラクタヨウ)」ステッ
カーは、トラクタ運転席からよく見え
る場所 (トラクタ内) に貼り付けてく
ださい。

けん引時運行速度15km/h以下

ソクド15 (トラクタヨウ)

- ⑧ ハーネスの8 Pコネクタをトラクタの
灯火装置用コネクタに接続し、ランプ
が正常に点灯することを確認してくだ
さい。



トラクタ側灯火装置用コネクタ (8P)

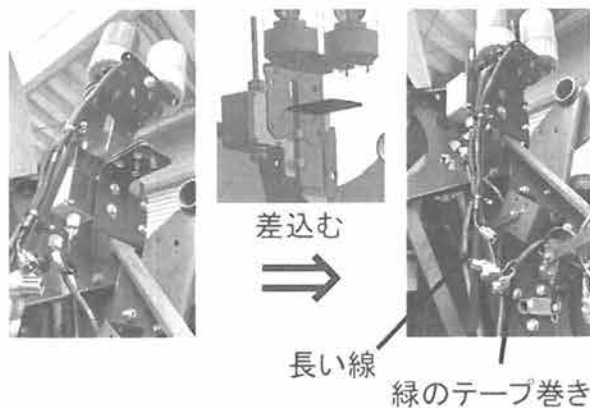
注意

コネクタの形状が異なる場合は、
付属の簡易変換ハーネスを使用
してください。

テールランプアタッチの組付け

- ⑨ パトライトを作業機に組付けてください。

長い方の線（パトライト緑）と緑のテープ巻きがされている線のコネクタを接続し、パトライト黄を装着している場合は余ったコネクタ同士も接続してください。



パトライトを作業機に組付け

重要

パトライトを設置した状態での公道走行は、法令で禁止されています。
公道走行時は、コネクタを外してパトライトを作業機から外し、トラクタ側に積んでください。

◆ セーフティチェーンの組付け手順

本アタッチのセーフティチェーン（以下、チェーン）はさまざまなトラクタに対応するため、長めのチェーンが付属しています。

トラクタ側のチェーン取付け位置にもよりますが、直進時はチェーンが張られ、旋回時にはチェーンが垂れる傾向にあります。チェーン取付けの際には長さに十分に注意し、余分なチェーンは切断するなど走行の妨げにならないようにしてください。

- ① トラクタへの取付け例



①-1

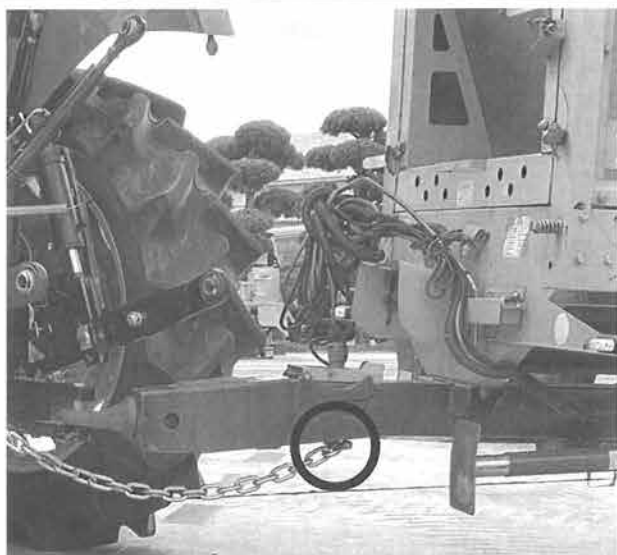


①-2



①-3

テールランプアタッチの組付け



作業機のチェーン取付け位置

② ボルトナットシャックルの使い方

①-1 および①-2 の場合

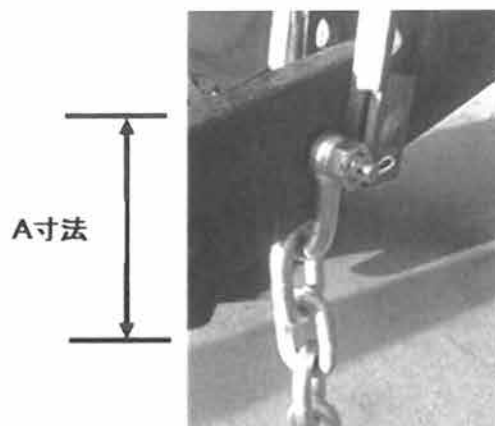
(トラクタのけん引ドローバ周辺にチェーンを組付けた場合)

トラクタ側と作業機側の両方でボルトナットシャックル12を使用し、チェーンを組付けてください。

①-3 の場合

(トラクタのロワーリンクにチェーンを組付けた場合)

トラクタのロワーリンクの下記A寸法の大きさでボルトナットシャックルを使い分けてください。



○ロワーリンクのA寸法65mm以下
ボルトナットシャックル12を使用してください。

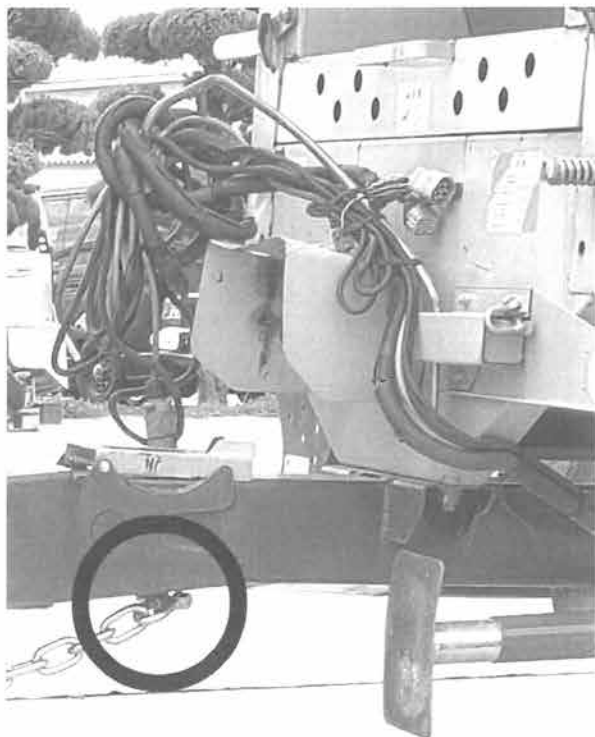


テールランプアタッチの組付け

- ロワーリンクのA寸法65～95mm
ボルトナットシャックル16と12を
使用してください。



作業機側のチェーンの組付けにはボルトナットシャックル12を使用してください。



ボルトナットシャックルの抜け止めはワリピンを使用せず、ヌケドメスナップピンを使用して抜け止めをおこなってください。



ヌケドメスナップピン

ヌケドメスナップピンは反時計回りに回しながら抜くと抜けます。

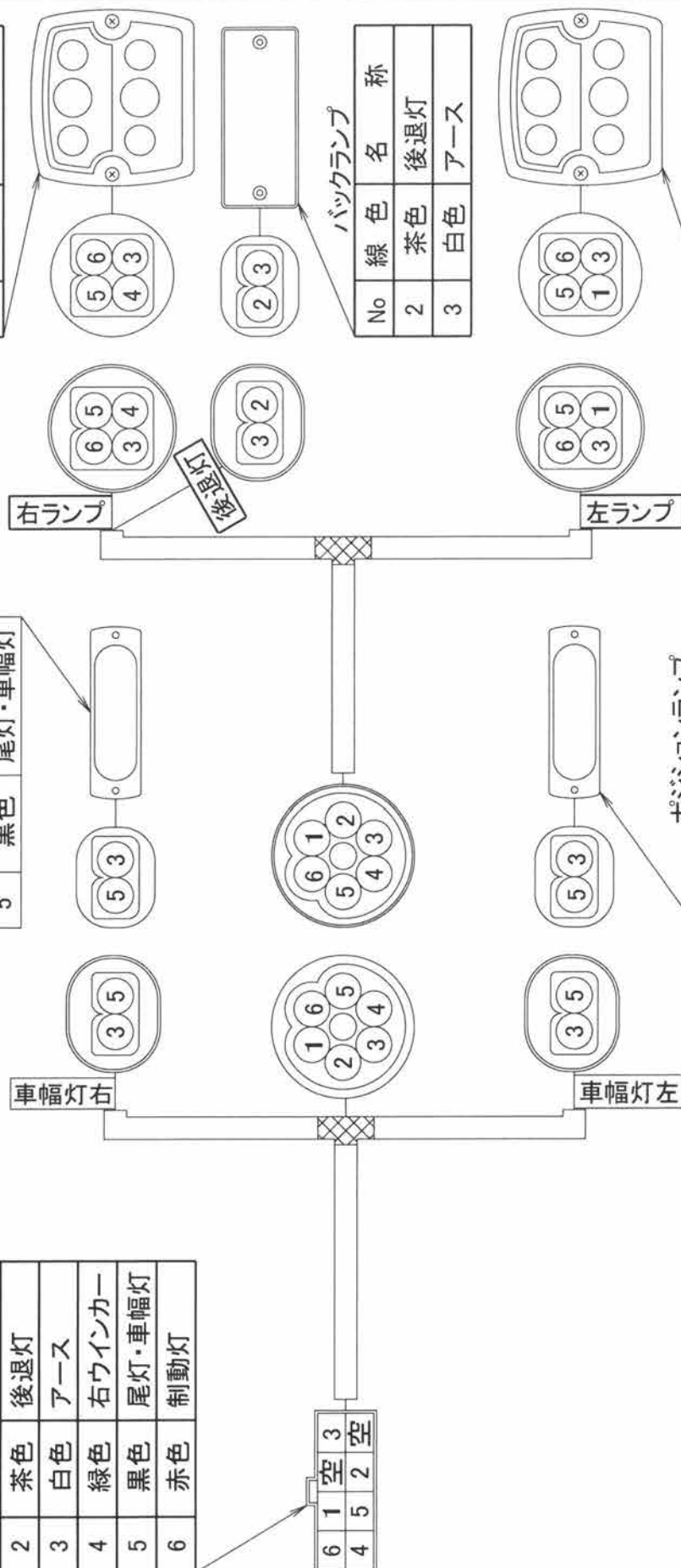


配線図

No	線色	名称
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

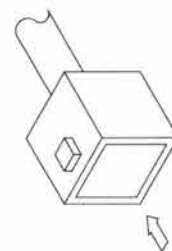
ポジションランプ		
No	線 色	名 称
3	白色	アース
5	黒色	尾灯・車幅灯

No	緑色	名称
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯



No	線 色	名 称
3	白色	アース
5	黒色	尾灯・車幅灯

No	線色	名称
1	黄色	左ウインカー
3	白色	アース
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯



配線図

トラクタの灯火装置用ソケットが DIN 規格の場合は、付属の変換ハーネスをご使用ください。

端子No.	線 色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

端子No.	線 色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

